

# 介護現場における感染対策の手引き等について

- 社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要。
- 今般、新型コロナウイルス感染症に限らず、介護現場で必要な感染症の知識や対応方法など、介護現場における感染対策力の向上を目的に、「介護現場における感染対策の手引き（第1版）（令和2年10月1日付け）」等を作成。その後、新型コロナウイルス感染症に係る動向や令和3年度介護報酬改定事項等その他所要の見直しを行い、令和3年3月に第2版を公表。
- 介護職員の方においては、日常のケアを行う上で必要な感染対策の知識や手技の習得のための手引きとして、介護施設・事業所の施設長・管理者の方においては、その役割と感染管理体制の構築のための手引きとして活用が可能。  
  
こちらのリンクから閲覧できます！

## 介護現場における感染対策の手引き【第2版】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/00001/koukyo/kaigo\\_kourei\\_tukushi.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/00001/koukyo/kaigo_kourei_tukushi.html)  
（第2版として令和3年3月9日時点の取組のまとめ。今後、感染症の流行や検査・治療等の変化に応じて見直し予定）

### ✿ ポイント

#### 令和5年9月に第3版を公表

- 介護職員等が、感染症の重症化リスクが高い高齢者等に対し介護保険サービスを安全かつ継続的に提供するため、さらには職員自身の健康を守るために、感染対策の知識を習得して実践できるように、  
✓ 着実な感染対策を実践できるよう基礎的な情報から、  
✓ 感染症発生時におけるサービス提供時の注意点等を掲載
- ✓ 感染管理体制を整備するために必要な基礎的な情報から  
感染管理体制の在り方および感染症発生時の対応等について掲載



### ✿ 主な内容

- 「第Ⅰ章総論」「第Ⅱ章新型コロナウイルス感染症」「第Ⅲ章感染症各論」「第Ⅳ章参考」の4部構成

感染対策普及リーフレット

介護職員のための  
感染対策マニュアル

マニュアル

リーフレット

感染対策マニュアル  
（施設系・通所系・訪問系ごとに作成）

手洗いや排泄物・嘔吐物処理の手順等をわかりやすく掲載  
「見てすぐ実践！」ができるように、ポスターとしても利用可能

# 介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ

## 事務連絡等更新状況

- [PDF \(令和5年9月25日\) 介護現場における感染対策の手引き（第3版）【PDF形式：8.7MB】](#)
- [PDF \(令和5年1月31日\) 介護現場における感染対策の手引き（第2版）【PDF形式：11.8MB】](#)
- [PDF \(令和5年2月2日\) 「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」を一部改訂しました【PDF形式：3.4MB】](#)
- [PDF \(令和3年8月18日\) 「介護現場における感染対策の手引き（第2版）」を一部改訂しました【PDF形式：13.1MB】](#)
- [\(令和3年3月24日\) 新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイド等について](#)
- [\(令和3年3月22日\) 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第19報）](#)
- [\(令和3年3月9日\) 介護現場における感染対策の手引き（第2版）等について](#)
- [\(令和3年3月9日\) 介護施設・事業所等における新型コロナウイルス感染症対応等に係る事例の共有について](#)
- [\(令和3年3月5日\) 退院患者の介護施設における適切な受入等について（一部改正）](#)

## 介護事業所等向けの情報



### 感染拡大防止に関する事項

- [施設内での具体的な行動基準について](#)  
介護老人保健施設等でやむを得ず一時的に入所継続を行う場合の留意事項について
- [感染発生時に備えた応援体制構築や施設における事前準備について](#)
- [施設内感染対策のための自主点検のポイント等について](#)
- [施設における自主点検の実施状況について](#)
- [病床ひっ迫時における高齢者施設での施設内感染発生時の留意点等について](#)
- [介護職員にもわかりやすい感染対策の動画をまとめたページはこちら](#)
- [介護保険サービス向けの感染対策研修はこちら](#)
- [自治体における取組紹介はこちら](#)
- [その他、感染拡大防止に関する事務連絡はこちら](#)



### 人員、運営基準等の臨時的な取扱いや衛生用品の確保に関する事項

- [人員基準等の臨時的な取扱いについて整理したページ](#)
- [通所系サービスの報酬の取扱いについて](#)
- [その他、人員、施設・設備及び運営基準等の臨時的な取扱いに関する事務連絡はこちら](#)
- [介護施設への布製マスクの配布希望の申出等について](#)
- [衛生・防護用品の都道府県等における備蓄や体制整備について](#)
- [その他、衛生用品の確保に関する事務連絡はこちら](#)



### 介護施設等の職員のためのサポートガイドなど

- [PDF 新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイド【PDF形式：2.6MB】](#)
- [PDF リーフレット【PDF形式：927KB】](#)
- [【基礎編】（前編）新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイド](#)
- [【事例編】（後編）新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイド](#)

## 介護施設・事業所における業務継続ガイドライン

### BCPに関するひな形・研修動画等はこちら

- [PDF 新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン【PDF形式：3.4MB】](#)
- [PDF 自然災害発生時の業務継続ガイドライン【PDF形式：8.7MB】](#)
- ツール集・ひな形  
研修動画



### 通いの場等に関する事項

- [「地域がいきいき 集まろう！通いの場」特設Webサイト](#)
- [「介護発！！地域づくり動画」](#)
- [通いの場などの取組を実施するための留意事項](#)
- [外出自粛時の認知症カフェ継続に向けた手引（認知症カフェ運営者向け）](#)
- [外出自粛時の認知症カフェ継続に向けた手引（認知症カフェ参加者（本人・家族）向け）](#)



### 介護現場における感染対策の手引きなど

- [PDF 介護現場における感染対策の手引き（第3版）【PDF形式：8.7MB】](#)
- [PDF 【第3版】感染対策普及リーフレット【PDF形式：1.4MB】](#)
- [PDF 【施設系】感染症マニュアル概要版【PDF形式：10.8MB】](#)
- [PDF 【通所系】感染症マニュアル概要版【PDF形式：10.9MB】](#)
- [PDF 【訪問系】感染症マニュアル概要版【PDF形式：10.8MB】](#)

## 介護サービス情報の公表制度

### 1 介護サービス情報の公表制度の概要

介護サービス情報の公表制度は、介護保険法に基づき、介護サービスを利用しようとする者等が介護サービス事業所を主体的かつ適切に選択するための情報をインターネット等により提供する仕組みとして平成18年度から導入されました。

介護サービス事業所が国の管理するシステムに入力することにより、調査・公表事務を運営する市の審査・公表手続を経て、インターネットを通じて公表されることとなります。

調査事務及び公表事務は、平成30年度より政令指定都市に権限移譲されましたので、岡山市内の事業所については、岡山市で実施することとなりました。

\*岡山県内で岡山市外に所在する事業所は、従前どおり岡山県で実施します。

### 2 令和5年度の運営の概要について

- (1) 新規事業所（一部のみなし事業所を除く。）は、「基本情報」のみを公表システムにより報告します。
- (2) 既存事業所（基準日（4月1日）前の一年間に提供したサービスの対価として支払いを受けた金額が100万円を超える事業所のみ）は、「基本情報」及び「運営情報」を公表システムにより報告します。
- (3) 新規及び既存事業所は、「市独自項目」及び「事業所の特色」を任意で公表することができます。
- (4) 市が定める指針に基づき、必要に応じて調査を実施します。
- (5) 令和5年度の具体的な事業運営については、令和5年度「公表計画」を定め、岡山市のホームページ上で公開しています。

		令和4年度
公表内容	必須項目	基本情報 運営情報<既存事業所は必須項目・新規事業所は任意項目>
	任意項目	市独自項目 事業所の特色
調 査		調査指針に基づき知事が必要と認める場合に実施
手数料		負担なし
公表サーバー		国が一元管理するサーバーで公表
実施機関		岡山市が直接実施（事業者指導課）

### 3 その他

事業所向け操作マニュアル及び報告サブシステム（事業所向け）URL等介護サービス情報に関することは、下記に掲載されています。

岡山県保健福祉部保健福祉課指導監査室HP

<3 介護サービス事業者関係 ⇒ 8 介護サービス情報の公表制度 >

「介護サービス情報の公表」について

<https://www.pref.okayama.jp/page/571279.html>

岡山市のホームページへも今後掲載していきます。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000008015.html>

## 岡山市「介護サービス情報の公表」制度の仕組み

介護サービスを利用しようとする者等が介護サービス事業者を主体的に選択できるように、その判断に資するための「介護サービス情報」を、比較検討が可能な形でインターネットを通じて提供する仕組み

**岡山市**

令和5年度公表計画の策定 & 調査指針の策定

①  
通  
知

**介護サービス事業者**

### ★介護サービス情報★

介護サービスの内容及び運営状況に関する情報であって、要介護者等が適切かつ円滑に介護サービスを利用することができる機会を確保するために公表されることが必要なもの

#### —基本情報—

〈例〉

- ・事業所の職員体制
- ・床面積、機能訓練室等の設備
- ・利用料金・特別な料金
- ・サービス提供時間
- ・従業者に関する情報(従業者の資質向上に向けた取組状況(各種研修、キャリア段位制度の取組等) 等

#### —運営情報—

〈例〉

- ・介護サービスに関するマニュアルの有無・サービス提供内容の記録管理の有無・職員研修のガイドラインや実績の有無
- ・身体拘束を廃止する取り組みの有無 等

#### —任意情報—

##### 事業所の特色

サービスの内容、従業者・利用者の特色等に関する自由記述、画像等の登載、雇用管理に係る情報(勤務時間、賃金体系、休暇制度、福利厚生、離職率 等)

##### 市独自項目

- ・成年後見制度活用への配慮の状況
- ・人権擁護及び虐待の防止に関する従業者研修の実施状況
- ・非常災害時における避難又は救出に係る訓練等の実施状況

## 介護サービス情報 公表システム

②事業者  
者が報告

国が一元管理するシステム  
を活用して公表

岡山市が調査  
※

※調査指針に基づき調査を実施

#### ②事業者からの報告

- 1 原則、インターネットによる報告
- 2 1ができない場合は、調査表に記入後、岡山市へ提出

岡山市(事業者指導課)

受理

確認

③市  
が公  
表

利用者又はその家族等

「介護サービス情報」に基づく比較検討を通じて、自ら主体的に介護サービス事業者を選択



厚生労働省  
ひじくらし・みらいのために  
Ministry of Health, Labour and Welfare

社会保障審議会	資料 3 - 1
介護保険部会（第109回）	
令和5年12月7日	

## 改正介護保険法の施行等について（報告）

厚生労働省老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

ひと・くらし・みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## 介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等 及び介護サービス情報公表制度について

# 介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等（令和5年介護保険法改正事項）

▶ 2040年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と介護現場における人材不足の状況、新興感染症等による介護事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う上で、3年に1度の介護事業経営実態調査を補完する必要がある。

(参考) 令和3年度介護報酬改定に関する審議報告において、より正確な経営実態等の把握に向けて、より適切な実態把握の方策を引き続き検討していくべきとされている。

▶ このため、①介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、②収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を創設する。【施行日：令和6年4月1日】

## 【データベースの概要】

- ・ 対象：原則、全ての介護サービス事業者
- ・ 収集する情報：介護施設・事業所における収益及び費用並びに、任意項目として職種別の給与（給料・賞与）及びその人数※ 収集する内容は省令以下で規定
- ・ 公表方法：国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表※ 上記のデータベースの整備のほか、利用者の介護サービス事業者の選択に資するよう、介護サービス情報公表制度についても併せて見直しを行い、介護サービス事業者に対し財務状況の公表を義務付ける等の対応を行う。

## 〈データベースの運用イメージ〉



# 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等（介護保険法施行規則改正事項案）

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の44の2の規定に基づき、都道府県知事が行う介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等について、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）における必要な規定を整備する。

## 報告対象となる介護サービス事業者

- 原則、全ての介護サービス事業者が報告対象。
- ただし、小規模事業者等に配慮する観点から、事業所・施設の全てが以下の一いずれかに当たる介護サービス事業者は報告対象から除外する。
  - ① 過去1年間で提供を行った介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下のもの
  - ② 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由があるもの

## 介護サービス事業者に報告を求める項目

- 1) 事業所・施設の名称、所在地その他の基本情報
  - 2) 事業所・施設の収益及び費用の内容
  - 3) 事業所・施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
  - 4) その他必要な事項
- ※ 報告除外対象の事業所・施設（上記①・②）とそれ以外の事業所・施設を運営している場合、  
①・②を除く事業所・施設の報告を求める。
- 上記の他、任意項目として「職種別の給与（給料・賞与）及びその人数」を  
求める（通知事項）。

## 介護サービス事業者から都道府県知事への報告方法

- 報告期限  
毎会計年度終了後3月以内  
※ 初回に限り、令和6年度内に提出で可（附則により措置）
- 報告手段
  - ① 電磁的方法を利用して自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法
  - ② その他厚生労働省老健局長が定める方法

## 厚生労働大臣が都道府県知事に求めることができる情報

- 介護サービス事業者経営情報  
(※ 事業者に報告を求める項目の1)～4)の情報)
- その他必要な事項

## 都道府県知事から厚生労働大臣への情報提供方法

- 電磁的方法を利用して自ら及び厚生労働大臣が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法
- その他の適切な方法

介護サービス情報公表事項の追加について

## 1. 介護サービス事業者における財務諸表の公表について

- 社会福祉法人においては、社会福祉法施行規則第10条第3項第1号の規定に基づき、計算書類を公表することとされている。また、障害福祉サービス事業所においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則別表第1号第2号へ及び児童福祉法施行規則別表第2第2号への規定に基づき、「事業所等の財務状況」を公表することとされている。
  - 介護サービス情報公表制度においても、「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）において、「社会福祉法人や障害福祉サービス事業所が法令の規定により事業所等の財務状況を公表することとされることは、介護サービス事業者についても同様に財務状況を公表することが適当である。」と指摘されたことを踏まえ、介護保険法施行規則別表第2に「事業所等の財務状況」を公表することを規定する（省令改正案）。

※1 公表を求める財務諸表については、障害福祉サービス事業所等での報告事項を踏まえ、事業活動計算書(損益計算書)、資金収支計算書(キャッシュフロー計算書)、貸借対照表(バランスシート)とする。(通知事項)

※2 公表にあたっては、原則として、介護サービス事業所又は施設単位とする。ただし、拠点や法人単位で一体会計としており、事業者においては、拠点単位や法人単位での公表を可能とする。その際、公表対象が明確となるよう、当該会計に含まれている事業所又は施設を明記することを合わせて求めることとする。

## 2. 一人当たり賃金の公表について

- 「介護保険制度の見直しに関する意見」において、「一人当たりの賃金等についても公表の対象への追加を検討することが適当である。その際、設置主体や給与体系等の違いに配慮することや、公表する情報に関する個人が特定されることはないと公表の仕組みを検討することが適当である。」と指摘されたことを踏まえ、一人当たり賃金の公表について、介護サービス情報公表制度において、任意での公表情報を明確化する（公表内容については通知で定める）。また、都道府県知事が、「情報の提供を希望する介護サービス事業者から提供を受けた情報について「公表を行うよう配慮する」

ハキナキたては、事業計画の基準の特性に付いて、証明する本の附録

※2 原則として、介護サービス事業所又は施設単位とする。ただし、介護サービス事業者の希望に応じ、法人単位での公表を可能とする。その場合、含まれている介護サービス事業所又は施設を明記することを合わせて求めることとする。

介護保険法施行規則の改正（塞）

(法第百十五条の四十四条の厚生労働省令で定める情報)

**第一百四十二条の二** 法第百五十四条の四十四の厚生労働省令で定めるものとする。

参考>介護保険法(抄)

(都道府県知事による情報の公表の推進)  
（第百五十五条の四十四）都道府県知事は、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会の確保に資するため、介護サービス事業者から提供を受けた当該情報に従事する従業者に関する情報（介護サービス情報）であつて厚生労働省令で定めるものと除く。）において、公表を行うよう配慮するものとする。

# 介護ロボットを 無料で試してみませんか

今年度より貸出終了後の評価方法が簡素化されました！  
3か月間、無料でお使いいただけます！

試用  
期間

【前期】令和5年 7月～9月（3か月間）  
【後期】 11月～1月（3か月間）  
※期間の約1か月前からお申込みを受け付けます  
詳しい方法などはメールやHPでお知らせします

対象  
施設

介護サービス事業所全般

## 費用

無料

## 条件

所定の調査票提出  
※介護ロボットの導入効果・課題などを評価するための  
アンケートです

**後期募集締め切り：10月13日（金）まで**

申込方法 : FAXまたはメールで申請書を提出  
申込先 : 岡山市事業者指導課 FAX : 086-221-3010  
メール : ji-shidou@city.okayama.lg.jp

## コミュニケーション

## TANO

自然に体が動き出す自立支援・モーショントレーニングシステム

「TANO」はコントローラーを持たずセンターの前に立つだけで、体の動きや音声に反応して直感的に楽しめます。180種類以上のプログラムは、リハビリテーションやトレーニングだけではなく、レクリエーションとしてもご活用していただけます。リハビリテーションに適した体の動きを取り入れており、年齢に関係なく誰でも簡単にご利用できます。

貸出上限  
3台

マイクロメイト岡山株式会社

## コミュニケーション

## comuoon(コミューン)

話す側から聴こえの支援ができる全く新しいカタチの対話支援機器

「comuoon(コミューン)」は耳が聴こえにくい方が聞き取りやすいよう、マイクから入力された音を分解し、聞き取りやすいクリアな音へと変換する機器です。こもって聞き取りにくい音をクリアに変換し、特徴である卵形状のスピーカーから真っすぐクリアな音を届けるため、介護施設での高齢者や難聴者との対話やコミュニケーションの際にご利用できます。

貸出上限  
15台

東和薬品株式会社 岡山営業所

## 岡山市「介護ロボット普及推進事業」のご案内

見守り

貸出上限

8台

### ペイシェントウォッチャー プラス

赤外線カメラ・センサーによりバイタル、起床・離床を把握

「ペイシェントウォッチャープラス」は赤外線カメラやセンサーにより、バイタルや起床・離床を把握することのできる見守り機器です。訪室しなくても状況を把握できるようになり、介護者の負担軽減や利用者の睡眠の妨げを防ぎます。またプライバシーに配慮し、表示画質を3段階に分け落としたり、緊急時のみ表示するような設定も行えます。



株式会社アルコ・イーエックス

移乗支援

貸出上限

32台

### ダーウィンハコベルデ

まるで衣服のようなアシストスーツ

「ダーウィンハコベルデ」は、移乗介助や体位変換、おむつ交換などの介助動作における前傾・中腰姿勢の維持や体幹を起こす動作を補助し、腰部にかかる負担を低減することで、腰痛を引き起こすリスクを減らします。

重さは約800gと軽量化されています。

(注) サイズがM・Lと2種類あります。異なるサイズを複数台貸出できます。



メディカルクラフトン株式会社

見守り

貸出上限

4セット

### 眠りSCAN

マットレスの下にセンサーを敷き、睡眠状態・起きあがり・離床・在床を把握

「眠りSCAN」は、ベッドに設置したセンサにより、体動（呼吸、心拍など）を測定し、睡眠状態を把握することにより、生活リズムの改善や健康状態の把握などに役立てられる機器です。センサで得られた入居者様の状態を、パソコンや携帯端末でリアルタイムに確認することができます（入眠状態、呼吸、心拍数、在離床）。貸出は5台1セットでの貸出となります。



西日本メディカルリンク株式会社

## お問い合わせ先

### お申込みのご相談

岡山市 事業者指導課（申込先はこちら）

TEL : 086-212-1014

FAX : 086-221-3010

メール : ji-shidou@city.okayama.lg.jp

申込前にホームページで各ロボットの案内をご確認ください

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/000021703.html>

(岡山市ホームページ  
記事ID検索 21703)



令和2年1月28日

各介護保険施設

各介護保険サービス事業所 管理者様

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課長

### メールアドレスの(新規)、(変更)又は(廃止)登録について

日頃から、介護保険制度の推進にご尽力いただき、厚くお礼を申し上げます。

岡山市では、平成31年4月1日から介護サービス運営に関する情報（市からの各種通知・緊急災害情報・研修開催案内等）を、Eメールで情報提供を実施しています。

\*つきましては、メールアドレス等で(新規)、(変更)又は(廃止)があれば、早急に登録メールを送信してください。

## 1 該当サービス

### 訪問居宅事業者係

- ・該当サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、  
居宅療養管理指導、福祉用具貸与、福祉用具購入、居宅介護支援・介護予防支援  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護

・送信先 **ji2\_shidou@city.okayama.lg.jp**

### 通所事業者係

- ・該当サービス

通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、  
看護小規模多機能型居宅介護、通所リハビリテーション

・送信先 **ji3\_shidou@city.okayama.lg.jp**

### 施設係

- ・該当サービス

短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、  
地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉  
施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

・送信先 **ji-shidou@city.okayama.lg.jp**

## 2 以下の内容をメールで送信してください。

メール件名 サービス名 メールアドレスの登録(新規)、(変更)又は(廃止)

メール本文 1 事業所番号 10 桁

2 事業所名称

3 サービス名

4 電話番号

5 担当者名

(注意)

- ・送信元のメールアドレスが登録されます。
- ・同一の事業所番号で、複数サービスを実施している場合でも、サービスごとに、それぞれメールを送信してください。
- ・予防と総合事業は、別々に登録する必要はありませんが、総合事業だけを実施している場合は、登録する必要があります。

## 3 登録確認

送信されたメールに対し、事業者指導課から登録確認のメールを返信します。

返信は1週間以内にします。返信がない場合はお手数ですが、メール送信先の担当係に お問い合わせください。

(問い合わせ先)

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課

700-0913 岡山市大供三丁目 1-18 K S B会館 4階

Tel : 086-212-1012 (訪問居宅事業者係)

Tel : 086-212-1013 (通所事業者係)

Tel : 086-212-1014 (施設係)

# 令和5年度

## 生活保護法における 介護扶助について

岡山市保健福祉局障害・生活福祉部  
生活保護・自立支援課

介護扶助に関するより詳しい内容については、岡山市のホームページに掲載しています  
『指定介護機関の手引き』をご覧ください。

岡山市 指定介護機関の手引き

検索Q

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000032677.html>



# 生活保護法における介護扶助について

## 1 生活保護とは

生活保護とは、病気や事故、その他の理由で、収入がなくなったり、少なくなったりしたとき、最低限度の生活ができるように、国が決めた基準にもとづいて、生活費や医療費などの不足分を援助し、一日も早く自分の力で生活できるように手助けをする制度です。生活保護の制度以外で利用できるもの（能力、資産、他の法律等による給付など）がある場合は、そちらを優先して受けていただく必要があります。

生活保護には、生活保護を受給している人（以下「被保護者」という。）に毎月支払われるもの（生活扶助等）や、各機関に直接支払われるもの（医療扶助等）などいくつかの種類があり、必要に応じて支給されます。各機関に直接支払われるものの一つに「介護扶助」があります。

## 2 被保護者における介護扶助の実施について

### ①第1号被保険者（65歳以上の被保護者）

介護保険の第1号被保険者として、介護保険サービス利用時の利用者負担分（1割）が、介護扶助費として国保連を通じて給付されます。

### ②第2号被保険者（40歳以上65歳未満の被保護者で、医療保険に加入している者）

特定16疾病により介護が必要と認定された場合は、介護保険の第2号被保険者として、介護保険サービス利用時の利用者負担分（1割）が、介護扶助として国保連を通じて給付されます。

### ③被保険者以外の者（40歳以上65歳未満の被保護者で、医療保険未加入の者）

介護保険の被保険者にはなれませんが、特定16疾病により介護が必要と認定された者（以下「生保単独者」という。）については、介護保険と同内容の介護サービスを生活保護法により受けることができます。この場合、介護サービスに係る費用の全額（10割）が、介護扶助として国保連を通じて給付されます。

なお、生保単独者については、介護保険の適用がなく全額生活保護で給付されることから、他の法律等による給付を優先して受けていただく必要があり、障害者総合支援法に基づく自立支援給付がこれにあたります。

区分	対象者	介護費用負担	
第1号被保険者	65歳以上の者 (生活保護受給者でも被保険者となります)	介護保険 90% (9割)	介護扶助 10% (1割)
第2号被保険者	40歳以上65歳未満の医療保険(社会保険)加入者※で、特定疾病により要介護(要支援)状態の者	介護保険 90% (9割)	介護扶助 10% (1割)
被保険者以外の者	40歳以上65歳未満の医療保険未加入者※で、特定疾病により要介護(要支援)状態の者		介護扶助 100% (10割)

※ 国民健康保険に加入していた場合は、生活保護受給者になることにより、国民健康保険の被保険者から除かれるため被保険者以外の者となります。

### 3 介護券について

被保護者からの介護扶助の申請に基づき、福祉事務所で介護扶助の決定を行います。

#### 介護扶助の決定にはケアプラン等の写しが必要になります。

介護扶助が決定された場合は、福祉事務所から介護サービスの種類に応じて、介護券が発行されます。

介護券は暦月を単位として発行されますので、介護報酬の請求の際には、福祉事務所から送付した介護券を毎月必ず確認し、介護給付費明細書等に必要事項を正確に転記してください。

なお、被保護者であっても、年金等の収入がある方については自己負担が生じる場合があります。

自己負担額については、介護券の「本人支払額」の欄にてご確認いただくと共に、介護報酬の請求に際しては「公費分本人負担」の欄にその金額を記入のうえ、その額を差し引いた額を国保連あてにご請求ください。

### 4 生活保護法における指定介護機関の指定等

介護扶助の実施にあたっては、生活保護法の指定を受けた介護機関にこれを委託することにより行われます。(生活保護法第34条の2)。

平成26年7月1日以降、新たに介護機関を開設する事業者につきましては、介護保険法に基づく指定又は開設許可を受ければ、生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定を受けたものとみなされることになりました。

したがって、生活保護法のみなし指定を希望しない介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）につきましては、生活保護法の指定を不要とする旨の申出書を、生活保護・自立支援課にご提出していただく必要があります。

また、平成26年7月1日より前に介護保険法に基づく指定又は開設許可を受けている介護機関で、現在生活保護法の指定を受けていない介護機関が新たに生活保護法による指定を希望する場合につきましては、新たに生活保護法における指定等の手続きが必要となります。

### 5 指定介護機関等の義務

#### (1) 介護担当義務

指定介護機関は、厚生労働大臣の定めるところ（指定介護機関介護担当規程）により、懇切丁寧に被保護者の介護を担当しなければならない。（生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第50条第1項）

#### (2) 介護の方針及び介護の報酬に関する義務

① 指定介護機関の介護の方針及び介護の報酬は、介護保険の介護の方針及び介護の報酬の例によること。

これによることが適当でないときの介護の方針及び介護の報酬は、厚生労働大臣の定めるところ（「生活保護法第54条の2第5項において準用する同法52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬」（昭和12年4月厚生省告示214号））によること。

（生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項）

② 介護の内容及び介護の報酬の請求について市長の審査を受け、市長の行う介護の報酬額の決定に従うこと。（生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第53条第2項）

### (3) 指導等に従う義務

- ① 被保護者の介護について、市長の行う指導に従うこと。（生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第50条第2項）
- ② 介護内容及び介護の報酬請求の適否を調査するため必要があるときは、市長の報告命令に従うこと。  
また、市長が職員に当該介護機関に対して行わせる立入り検査に応じること。（生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第54条第1項）

### (4) 変更等の届出の義務

指定介護機関は、生活保護法施行規則第14条及び第15条の規定に基づく事由が生じた場合には、所定の用紙により速やかに届出を行うこと。

### (5) 標示の義務

指定医療機関等は、生活保護法施行規則第13条の規定による標示を、その業務を行う場所の見やすい箇所に掲示すること。（生活保護法施行規則第13条）

**居宅介護支援計画・要介護認定の変更時には、必ず福祉事務所への連絡をお願いします。**

**ご不明な点があれば、事前に福祉事務所の担当CWへ相談をしてください。**

※ 指定申請書・変更届書等については岡山市ホームページの次の場所からダウンロードしていただけます。

#### 【様式等ダウンロード場所】

- 岡山市トップページ
  - > 事業者情報
  - > 事業を営んでいる方
  - > 生活保護法指定医療機関・介護機関
  - > 【様式】生活保護法等に基づく指定医療機関・指定介護機関・指定助産師・指定施術者の変更、廃止、休止、再開または辞退の届出について

(アドレス) <https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000032681.html>

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000032685.html>

# 指定介護機関介護担当規程

---

平成 12 年 3 月 31 日 厚生省告示第 191 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条第 1 項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のように定め、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

## 指定介護機関介護担当規程

### （指定介護機関の義務）

第 1 条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という。）の介護を担当しなければならない。

### （提供義務）

第 2 条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

### （介護券）

第 3 条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

### （援助）

第 4 条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めたときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

### （証明書等の交付）

第 5 条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

### （介護記録）

第 6 条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

### （帳簿）

第 7 条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から 5 年間保存しなければならない。

### （通知）

第 8 条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないととき。
- 二 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

# 生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬

---

平成 12 年 4 月 19 日 厚生省告示第 214 号  
最終改正 令和 2 年 8 月 27 日 厚生労働省告示第 302 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定に基づき、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬を次のように定め、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

## 生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬

- 一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 127 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第 145 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 二 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 136 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 三 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 9 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 四 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 五 健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第 3 項第 3 号に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供は、行わない。
- 六 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）第 14 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 七 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 135 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第 190 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 八 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 51 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者に対しては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額又は同項第 2 号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- 九 介護保険法第 51 条の 3 第 5 項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額又は同項第 2 号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。
- 十 介護保険法第 61 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者に対しては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額又は同項第 2 号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。
- 十一 介護保険法第 61 条の 3 第 5 項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額又は同項第 2 号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。